

和泉市リサイクルプラザ条例の廃止について（概要）

環境産業部生活環境課

1. 廃止の理由

不用品を売る、中古品を買うといったリサイクル行動が市民に定着するとともに、民間のリサイクルショップの市内への多数進出やインターネット上における不用品売買の普及により、市が不用品の回収・販売事業を行う意義が低下した現状において、公費を投じてまで事業を継続する必要性がなくなっており、令和元年度に外部評価委員会に諮問したところ、市が事業継続する必要性は低く、見直しが必要との答申が示された。

外部評価委員会の答申及び社会情勢を踏まえ、令和2年3月に策定した和泉創発プランにおいて、現指定管理期間が終了する令和5年度末に廃止することを明記した。

加えて、令和2年度に和泉市ごみ減量等推進審議会において、和泉市リサイクルプラザの廃止について諮問したところ、「リサイクルプラザは廃止し、市民のだれもが容易に3R活動の活性化が図れるよう多様な情報発信に努めること」との答申が示された。同審議会の答申を受けて、令和3年3月に策定した第5次和泉市一般廃棄物処理基本計画に現指定管理期間が終了する令和5年度末に廃止することを明記した。

以上のことから、和泉市リサイクルプラザについては、公の施設としての役割を果たしたため、本条例を廃止するものである。

2. 施設の概要

所在地	和泉市室堂町674番地の58
敷地面積	2,421.14㎡
構造	リサイクルプラザ：軽量鉄骨造 工房：木造
築年数 R6.3.31時点	リサイクルプラザ：28年 工房：16年
延床面積	リサイクルプラザ：561.50㎡ 工房：128.60㎡

3. 施行期日

令和6年4月1日

4. 今後の予定

廃止議案の提出	令和5年9月
条例施行規則の廃止	令和5年10月
校区長会議で廃止の周知	令和5年10月
広報・ホームページ・SNS等で廃止の周知	令和5年11月
リサイクルプラザ館内掲示板で廃止の周知	令和5年11月
リサイクルプラザの閉館	令和6年3月31日

和泉市子ども・子育て会議条例の一部改正について（概要）

子育て健康部子育て支援室

1 主な改正の理由

令和5年4月1日から、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法（令和4年法律第77号。以下、「基本法」という。）が施行され、こども施策の策定・実施は地方公共団体の責務（基本法第5条）となり、市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）の策定は市町村の努力義務（基本法第10条第2項）となりました。

従来「和泉市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「支援法」という。）第72条に掲げる事務を処理するほか、子ども・子育て支援に関する重要事項についての調査審議を担当事務としていましたが、基本法における「こども施策」には、子ども・子育て支援施策に加えて、こどもの貧困対策や、成人を含む若者に対する支援等も含まれるため、これらの施策に関しても調査審議ができるように、条例名及び機関名の変更並びに担当事務の拡大及び委員数の増加を行う必要があります。

2 主な改正の内容

項目	改正後	改正前
条例名	・和泉市こどもまんなか会議条例	・和泉市子ども・子育て会議条例
機関名	・和泉市こどもまんなか会議	・和泉市子ども・子育て会議
設置根拠	・基本法第13条第3項 ・支援法第72条第1項	・支援法第72条第1項
担 任 務	・基本法第2条に規定するこども施策の実施に関する重要事項の調査審議 ・基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の調査審議 ・支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理	・支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理 ・子ども・子育て支援に関する重要事項の調査審議
委員数	20人以内 ※以下に該当する者を追加委嘱予定 ・子どもの貧困に関する事業者代表 ・子どもの貧困に関する学識経験者 ・若者支援に関する事業者代表 ・若者支援に関する学識経験者	16人以内

3 施行期日（附則第1項）

公布の日から施行。

4 経過措置（附則第2項、第3項）

- ①旧和泉市こども・子育て会議の委員は、和泉市こどもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなす。
- ②①により委嘱されたとみなされる者の任期は、旧和泉市こども・子育て会議の委員の残任期間と同一期間（令和7年10月27日まで）とする。
- ③条例施行後最初に委嘱された委員（①により委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、令和7年10月27日までとする。